

# 2022年 商事法務ハイライト

— 当会・本誌の取組みと本年の法令改正等の動向

編集部

## 一 はじめに

**編集長 A** 年末が押し迫り、二〇二二年も本号が最終号となる。年末定番となつている編集部による座談会形式の「商事法務ハイライト」を本年もお届けしたい。本稿では、二〇二二年の法令改正等の動向とその間の本誌と当会の取組みを紹介する。読者の皆様におかれては、本年の法令改正等の動向把握にご活用いただくとともに、本誌・当会の取組みをご確認いただき、来年も引き続きご支援賜れば幸いである。

上半期の本誌と当会の取組みについては、本誌の上半期版である「上半期ハイライト」(二一九九号五頁)で振り返っているのでこちらをご参照いただきたい。上半期ハイライトは当会HPで一般にも公開している。また、来年以降に予定される動向については、次号掲載予定の「二〇二三年商事法務展望」で、各官公庁担当者にご紹介いただく予定である。

本稿では、編集部員のBさん・Cさんに、本年下半期の法令改正等の動向の振り返りとともに関連する論稿等の紹介を行ってもらおう。下半期の掲載記事等には①以下の番号を付すことにする。

さらに、本稿で取り上げきれない本誌定期欄の内容については図表1を参照いただきつつ、当会HPでご確認いただければ幸いである。

そして、本誌では毎号末尾にニュース欄を設けており、各号の刊行の間に起こった主な本誌関連テーマの概要はここで確認できる(ニュース欄の概要は図表2参照)。下半期の法令改正等の動向を網羅的にまとめた図表3では、各ニュースの掲載号も記載しておくので、こちらも下半期の振り返りにご活用いただきたい。

本年は一年を通してサステナビリティに関連する動きが目立っていたので、まずはじめにそこから振り返ってもらおう。

**編集部員 B** 承知しました。  
**編集部員 C** よろしくお願ひします。

## 二 サステナビリティ関連

**C** サステナビリティをめぐっては、昨年六月に再改訂されたコーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」という)でも重点が置かれているように、近年、国内外で関心が高まってきています。

**B** 本誌では、サステナビリティへの関心の高まりを受けて、昨年も武井一浩ほか「連載」サステナビリティ委員会の実務(Ⅰ)〔V〕(二二七〇号三八頁)・二二七三号四五頁、二二七九号五〇頁、高山与志子ほか「サステナビリティ経営と取締役会(上)」「サステナビリティ・ボードの時代へ」(二二六七号一七頁、二二六八号四二頁)といった論稿を掲載してき

一	はじめに
二	サステナビリティ関連
三	主な法令改正等と関連記事
1	株主総会
2	会社法等
3	コーポレートガバナンス
4	M&A・組織再編等
5	会計監査
6	民事法制
7	司法判断
8	学界
四	おわりに

ました。

**C** 本年に入ってからはず、欧州委員会によるコーポレート・サステナビリティ・デュー・デリリジェンス指令案の公表(二月二三日)、SEC(米国証券取引委員会)による気候関連開示の義務化を内容とする規則案の公表(三月二日)、ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)による全般的な要求事項(S1基準)および気候関連開示基準(S2基準)に関する公開草案の公表(三月三十一日)など国際的な動向が注目を集めました。SECは、早ければ企業規模に応じた二〇二三年度から段階的に適用開始予定とされています。ISSBは二〇二三年の二基準を最終化し、同年の上半期には今後ISSBが開発する基準の優先順位を決定するアジェンダ・コン

## 2022年商事法務ハイライト

〔図表1〕 本誌定期欄の紹介

<p><b>毎月5日号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実務問答会社法 法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。</li> </ul> <p><b>毎月15日号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商事法判例研究 京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。</li> <li>●実務問答金商法（来年上期再開予定） 法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。</li> </ul> <p><b>毎月25日号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●米国会社・証取法判例研究 神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。</li> <li>●新商事判例便覧 法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。</li> </ul> <p><b>適宜掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商事法務トピック 時々の国内トピックを解説。</li> <li>●海外情報 時々の海外トピックを解説。</li> </ul> <p><b>毎号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュース 編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。</li> <li>●スクランブル 時々のトピックを論評。</li> </ul>
---

〔図表2〕 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

<p><b>毎号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュース 各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。</li> <li>●今後の掲載予定 次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。</li> <li>●あとがき 編集部が本号の注目論稿等を紹介。</li> </ul> <p><b>毎月5日号掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●月間日誌 前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。</li> <li>●定時株主総会の概況 最新の定時株主総会の概況を紹介。</li> </ul> <p><b>適宜掲載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●裁判情報 注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。</li> <li>●企業情報 注目される個別企業に関する動向等の概要を速報的に紹介。</li> <li>●ご案内 当会・本誌からの案内事項を掲載。</li> </ul>
--

サリテーションを開始する予定とされています。

国内では、国際的な潮流に対応するように、七月一日、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立されました。一月二十四日に同委員会の運営方針が公表されましたが、わが国におけるサステナビリティ開示基準の開発、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献等を目的として議論が進められています。今後、国内外でのサステナビリティ開示基準の開発動向が注目されます。

**B** 本誌では、六月から「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点」をテーマとして行われた第六二回東京大学比較法政シンポジウムの講演をもとにした連載（神作裕之「サステナビリティ・ガバナンスをめぐる動向」二二九六号四頁、川上敏寛「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の概要と企業関係者への示唆」二二九七号三二頁、安藤聡「サステナビリティ経営時代のガバナンス——オムロンにおける統合的経営の取組み」二二九八号三二頁）を開始しています。同

連載では、下半期に入ってから、企業による気候変動関連の情報開示を検討する上で重要となるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の活動を中心に紹介する。①藤村武宏「気候関連情報開示の動向（ガバナンス情報の開示も含めて）二二九九号二七頁、フランスにおけるサステナビリティ・ガバナンスに関する重要立法であるPACTE法の制定後の動向を解説する②石川真衣「サステナビリティ・ガバナンスをめぐるフランス企業法制の最新動向——二〇一九年PACTE

法とその後」二三〇〇号二四頁、株式会社の権限分配論を理念的アプローチ・機能的アプローチから分析し、サステナビリティとの関係を考察する、③松井秀征「株主/株主総会と取締役会（ボード）/経営陣（マネジメント）」との役割分担に関する欧米の法制と日本への示唆」二三〇〇号三二頁に加えて、④松井智予「武井一浩」神作裕之「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と企業法上の諸論点」各報告に対するコメント・ディスカッション<sup>〔上〕</sup>「二三〇〇号一〇頁・二三〇四号四四頁」を掲載しています。

さらに、近時の国内外のサステナビリティ論の文脈や今後の課題等について議論している、⑤神田秀樹「久保田安彦」（対談）「サステナビリティを深く理解する」二三〇二号六頁を掲載しました。

**C** 本年六月一三日に、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告——中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」が公表され、サステナビリティに関する企業の取組みの開示が提言されました。これを受けて金融庁は、一月七日、有価証券報告書等の記載事項について改正を行うため、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正案および企業内容等開示ガイドラインの改正案を公表しました。二〇二三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から本改正後の規定が適

2022年商事法務ハイライト

【図表3】 下半期日誌——主な法令改正等  
(12月15日現在。号数は当該ニュースの掲載号)

7月	
1日	東証、「『公正なM&Aの在り方に関する指針』を踏まえた開示状況(2021年7月~2022年6月)について」を公表(2300号)
7日	東証ほか、2021年度株式会社分布状況調査の調査結果(要約版)を公表(2300号) サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の第1回会議が開催される(2300号)
8日	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する厚生労働省令等の改正が施行される(男女の賃金の差異の公表義務づけ)
12日	金融庁、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」を公表 金融庁、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表
13日	金融庁、「サステナブルファイナンス有識者会議第2次報告書」を公表(2301号)
15日	公認会計士・監査審査会、「令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を公表(2301号)
19日	経産省、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」の再改訂を公表(2301号)
22日	東証、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」を公表
29日	東証、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」の第1回会議を開催(2302号)
8月	
3日	「商業登記規則等の一部を改正する省令」(令和4年法務省令第34号)が公布される(支店所在地における登記の廃止、株主総会資料の電子提供制度関係) 経産省、「研究開発に係る無形資産価値の可視化研究会」の第1回会議を開催 東証、「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2022年7月14日時点)」を公表(2302号) 東証、「英文開示実施状況調査集計レポート(2022年7月)」を公表(2302号)
8日	経産省、「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3: アジャイル・ガバナンスの概要と現状」を公表(2303号)
9日	経産省、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」の第1回会議を開催
18日	「商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和4年法務省令第35号)が公布される(登記事項証明書における会社代表者等の住所の非表示等)(2304号)
24日	東証、「IPO等に関する見直しの方針について」を公表
25日	米SEC、役員報酬と業績指標をまとめた情報を開示することを国内上場企業に求めるルール案を採択
26日	金融庁、日本銀行、「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」を公表
30日	非財務情報可視化研究会、「人的資本可視化指針」を公表(2305号) 経産省、「伊藤レポート3.0(SX版伊藤レポート)」,「価値協創ガイダンス2.0」を公表(2305号)

用される予定です。  
B 本誌では、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の担当者解説である、⑥川齊ほか「金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告の概要」二二〇〇号四頁、同報告の公表およびISSBにおける開示基準策定の進展を踏まえて、企業における実務上の留意点を解説する、⑦安井桂大「ディスクロージャーワーキング・グループ報告と国際開示基準の策定動向を踏まえたサステナビリティ情報開示」二二〇一号四五頁を掲載しています。また、当会では会員解説会として、同報告について、⑧上利悟史「金融審議会『ディ

スクロージャーワーキング・グループ』報告の概要」をオンラインで配信しています。  
C 人権デュー・ディリジェンスに関しては、日本政府が、九月一三日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「人権DDガイドライン」という)を策定・公表したことも注目されます。本ガイドラインでは、企業における人権尊重の意義と企業に求められる具体的な取組みが示されています。  
B 本誌では、日本における人権DDガイドラインの策定に先立ち、ビジネスと人権に関する指導原則の内容、人権デュー・ディリジェンス

の实践における留意点、ビジネスと人権をめぐる国内外の動向を解説する、⑨齋藤宏一「人権デュー・ディリジェンスの実践」上[下]「ビジネスと人権の国際的動向を踏まえて」二二九七号四頁~二三〇〇号三六頁を掲載しました。また、⑩「トピック」政府、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定「二二〇六号四〇頁において人権DDガイドラインの紹介もしています。  
C これら以外にも、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム」(七月一三日)、「伊藤レポート三・〇(SX版

伊藤レポート)」(八月三〇日)、「価値協創ガイダンス二・〇」(八月三〇日)といったサステナビリティに関連した報告書等が公表されています。さらに、「インパクト投資等に関する検討会」(座長・柳川範之東京大学大学院経済学研究科教授。一〇月二八日)では、サステナビリティの向上に向けた企業の取組みや事業創出をさらに促すべく、環境・社会的な効果(インパクト)の拡大を意図するインパクト投資等の拡大に向けた方策についての議論を開始しました。「非財務情報の開示指針研究会」(座長・北川哲雄青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授)の下に設置された「サステナブ



2022年商事法務ハイライト

25日	東証、「株主の議決権行使に係る環境整備に関する2022年6月総会の状況及び今後の動向について」を公表 (2309号)
28日	金融庁、「インパクト投資等に関する検討会」の第1回会議を開催 (2310号)
<b>11月</b>	
1日	経団連、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」を公表 (2310号) 信託協会、「上場企業の株主総会における個人株主等の議決権行使状況について」を公表
2日	金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」の第1回会議が開催される (2310号)
4日	全株懇、「電子提供制度の実務対応」に関する提案書を公表 (2310号)
7日	金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に関する意見募集を開始 (2310号) ISS、2023年版ISS議決権行使助言方針(ポリシー)改定案を公表 (2310号)
15日	日証協、「個人投資家の上場株式の投資単位に関する意識調査結果について」を公表
16日	経産省、「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドラインVer 1.0」を策定 (2311号)
18日	経産省、「公正な買収の在り方に関する研究会」の第1回会議を開催 (2313号)
21日	日証協、「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」を公表
24日	全株懇、「2022年度全株懇調査報告書」を公表 サステナビリティ基準委員会、「サステナビリティ基準委員会の運営方針」を公表 (2313号)
<b>12月</b>	
2日	公認会計士協会、「公認会計士法改正に関連する協会の制度変更要綱」を公表
9日	金融審議会市場制度ワーキング・グループ、「顧客本位タスクフォース」中間報告を公表
10日	民法等の一部を改正する法律が参議院で可決・成立
13日	経産省、「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ」の第1回会議を開催
15日	企業会計審議会内部統制部会、内部統制報告制度改訂の公開草案で意見募集を開始 金融庁、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表

返って「二二〇一四三頁なども掲載しています。  
Cさんの紹介にあったアクティビストの活動に関しては、実態調査とその分析を通じ、日本におけるアクティビズムの問題点を指摘する、⑯三和裕美子・山田剛志「アクティビストの活動と情報漏洩のリスク」(上) (下) 株主との対話および株価の実証分析からみるわが国におけるアクティビスト活動の問題点」二二〇四号一八頁・二二〇六号四二頁を掲載しました。

C 法令改正との関係では、令和元年会社法改正により創設された株主総会資料の電子提供制度が九月一日に施行されました。施行日時点の上場会社は、二〇二三年三月一日以降に開催される株主総会から同制度が適用されます。同制度に関しては、当会において「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)」(座長・藤田友敬東京大学大学院法学政治学研究所教授)を立ち上げ、九月六日、書面交付請求をした株主に交付する電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項を拡大することを提案する。○月七日には、電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項等を見直す「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」が公表され、意見募集が行われています。

株主総会資料の電子提供制度の適用開始に向けて、全株懇は、一〇月二一日、「電子提供制度における招集通知モデル(電子提供措置事項の一部を含んだ一体型アクセス通知)」および「書面交付請求対応指針」を制定し、一〇月四日には、「電子提供制度の実務対応」に関する提案書を公表しました。また、経団連は、一〇月一日、電子提供制度への対応に必要な修正を行った「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」を公表しています。

B 本誌では、電子提供制度への実務対応に資するべく、重要論点を端的に解説した、⑰渡辺邦広ほか

「(連載)株主総会資料電子提供制度の実務対応Q&A(1)〜(8)完」二二〇〇号一八頁〜二二〇一三三頁四七頁を掲載しました。

来年総会に向けては、機関投資家の議決権行使基準、投票行動等について投資家の視点から論じる、⑱井口謙二「来年の株主総会で機関投資家の賛同を得るために」二二〇九号一五頁なども掲載しています。また、当会では会員解説会として、⑲中川雅博・菊地伸「二〇二二年定時株主総会の総括と二〇二三年定時株主総会に向けての実務のポイント」をオンラインで配信しています。

C 来年総会に向けては、Institutional Shareholder Services Inc. (ISS) が、十一月七日、二〇二三年二月から施行する各国の議決権行使助言方針(ポリシー)の改定案を公表しています。今回の改定では、日本を含めた全市場を対象に、温室効果ガス排出量の多い企業における取締役会の気候アカウンタビリティに関するポリシーの導入が予定されています。

A 来年の総会準備に向けた実務対応を解説する、⑳「連載」二〇二三年株主総会の実務対応」も開始しているののでぜひご確認いただきたい。

2 会社法等

C 九月一日に株主総会資料の電子提供制度が施行されたことで、令和元年改正会社法はすべて施行され

## 2022年商事法務ハイライト

たこととなります。また、八月三日、支店所在地における登記の廃止、電子提供措置をとる旨の定款の定め、登記事項化等を内容とする「商業登記規則等の一部を改正する省令」(令和四年法務省令第三四号)が公布され、九月一日から施行されています。

**B** 本誌では、研究者と実務家がペアを組み、会社法、ガバナンスに関して特に重要な論点を取り上げ、立法論も含めて今後の中長期的な課題解決のあり方を論じる、②「連載」会社法・ガバナンスの課題」二〇二〇年七月六頁～二〇二一年四月一五頁を掲載しました。

②澤口実「中尾匡利」上場ベネフィットコーポレーションの増加と日本法への示唆」二〇二一年四月四頁では、欧米での導入が進み、六月七日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」人・技術・スタートアップへの投資の実現」においても言及されているベネフィットコーポレーションについて、米国の状況および法制度を概説し、立法的妥当性も含めて日本への導入に当たっての論点を検討しています。

## 3 コーポレートガバナンス

**C** コーポレートガバナンスに関しては、二〇二一年六月のCGコードの再改訂を受けて、同年一月から「コーポレート・ガバナンス・システム(CGS)研究会(第三期)」

(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)が開催され、本年七月一九日、「コーポレート・ガバナンス・システム」の改訂が公表されました。「Seiyun」における新たなガバナンスモデル検討会」が取りまとめた「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書(八月八日)等も公表されています。

また、東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」(七月二十九日)では、市場再編後の上場会社の企業価値向上に向けて継続的な議論を行っています。

**B** 本誌では、CGSガイドライン改訂を受けて、担当解説である、②保坂泰貴ほか「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」の改訂の解説」二〇二一年八月二頁を掲載しました。また、当会では会員解説会として、②安藤元太「改訂CGSガイドラインの解説」をオンラインで配信しています。

CGコード導入と二度の改訂を経て、「形式から実質へ」と日本企業の意識・行動が進展してきた中で、コーポレートファイナンスの視点から現状の課題を鋭く分析する、②松田千恵子「コーポレートガバナンスの実効性向上においてファイナンスが果たす役割(1)」(3完)二〇二一年四月二二頁～二〇二一年七月二七頁、取締役会のさらなる機能向上に向けた検討を行う、②浜田幸「宮之原あずさ」取

締役会実効性評価における実務上の視点——評価手法の選定から改善策の策定・実行まで」二〇二一年六月二四頁、サステナビリティと役員報酬の関係を論じる、②梶嘉春ほか「SX時代の役員報酬のあり方」二〇二一年五月二五頁も掲載しています。

さらに、昨年が続いて、CGコードが扱う各テーマについて、企業が取り組むべき理由と具体的な取組みを紹介する、「(連載)二〇二二年コーポレートガバナンスの現在地」二〇二一年四月四頁以下を掲載しています。本連載はいずれの回についても、コーポレートガバナンスに精通する有識者にご自身の経験に基づく言葉で説得的かつ簡潔に各テーマを論じていただくものです。本年は、②菊池勝也「資本コスト」再考」二〇二一年四月四頁、②倉橋雄作「社外取締役の実効性をいかに評価するか——「対話」と「協働」のパラダイム」二〇二一年五月三頁、③森田多恵子「サステナビリティ経営を支える体制の工夫」二〇二一年六月三頁、③藏本祐嗣「企業と投資家の認識ギャップと解決策の一つとしての経営力強化の取組み——企業と投資家の建設的で効率的な対話のために」二〇二一年七月六頁、③同「自社

の特性を踏まえた建設的対話・開示の方法」企業と投資家の建設的で効率的な対話のために(2)」二〇二一年七月三六頁、③藏本元左近「ステークホルダー・ガバナンス」において求められる日本企業の取組み——「ス

テークホルダーとの対話」のシステマ化」二〇二一年八月四〇頁、③三瓶裕喜「ビジネスモデルおよび事業ポートフォリオの見直し」二〇二一年九月三〇頁、③富永誠一「取締役会事務局のガバナンス・オーガナイザーへの進化——取締役会事務局懇話会」のテーマ変遷から考える」二〇二一年七月二七頁を掲載しました。

**C** 企業の情報開示に関しては、新しい資本主義実現会議の非財務情報可視化研究会が、八月三〇日、人的資本に関する情報開示のあり方について既存の基準やガイドラインの活用方法等を含めた対応の方向性を包括的に整理しました。本指針は、「人材版伊藤レポート」(二〇二一年九月)および「人材版伊藤レポート二・〇」(二〇二二年五月)と併せて活用することで、人材戦略の実践(人的資本への投資)とその可視化の相乗効果が期待されています。

**B** 本誌では、③「(トピック)非財務情報可視化研究会、「人的資本可視化指針」を公表」二〇二一年五月五頁で人的資本可視化指針の内容を紹介しています。

**C** また、「金融審議会デイスクリージャーワーキング・グループ(令和四年度)」(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授。一〇月五日)から本年六月に公表された「デイスクリージャーワーキング・グループ報告」を踏まえ今後、企業内容等の開示に関する内閣府令

が改正され、有価証券報告書等においてサステナビリティに関する企業の取組みの開示が求められることは先ほど紹介したとおりですが、同改正ではコーポレートガバナンスに関する企業の取組みの開示についても見直しが行われます。また、同報告書において提言された「重要な契約」の開示に関して、特に「企業・株主間の合意」に焦点を当てて実務対応を解説する、<sup>37</sup>宮下中央「企業・株主間合意の有価証券報告書開示に関する実務的検討——デイスクロージャーワーキング・グループ報告を受けて」二二〇六号一六頁を掲載しています。デイスクロージャーワーキング・グループでは、同報告書の踏まえ、現在、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信への一本化を具体化するための課題等について議論が進められています。

4 M & A・組織再編等

C M & Aに関する動向としては、経済産業省が、九月一六日、「『スピノフ』の活用に関する手引」の改訂を公表しています。本手引は、企業の事業ポートフォリオの再構築の手段であるスピノフに関する税制、会社法、金融商品取引法、株式上場制度に関する各種論点を取りまとめたもので、二〇一八年三月にはじめて公表されていますが、今回の改訂では、より使い勝手を向上させるための内容が追加されています。

また、「公正な買収の在り方に関する研究会」(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授。一月一八日)において、買収に関する当事者の行動のあり方等について検討が進められています。二〇二三年春頃を目途に指針を策定(または改訂)することが予定されており動向が注目されます。

B 本誌では、日本における

キャッシュ・アウト法制の変遷を確認するとともに実証分析を通じて今後の制度のあり方を検討する、<sup>38</sup>家田崇「川本真哉「キャッシュ・アウト法制の実証分析(1)」(5)完」二二〇五号二六頁〜二二〇一〇九頁を掲載しました。また、M & Aにおける買収価格の根拠となる企業価値評価について、特に争点となることの多い現預金と不動産に焦点を当てて検討する、<sup>39</sup>鈴木一功「吉村一男「構造的な利益相反の問題を伴うM & Aとバリュエーション(上)」(下)——理論と裁判から考える現預金と不動産の評価」二二〇八号四頁・二二〇九号四七頁、証券監督者国際機構(IOSCO)と国際評価基準委員会(IVSC)が一月二〇日に発表した協力声明を読み解き、バリュエーションの制度的課題を論じる、<sup>40</sup>池谷誠「バリュエーションに係る基準とガバナンスの必要性——IOSCO・IVSC協力声明にみる今後の制度的枠組みの方向性」二二一三号四四頁を掲載しています。

5 会計監査

また、外国投資家による対内直接投資に関して、<sup>41</sup>大川信太郎「外為法とアクティブ・インベストメント」外為法を用いてアクティブ・インベストメントに何ができるか」二二〇七号四一頁、<sup>42</sup>大澤大「外国資本の受入れと経済安全保障(上)——日本企業に求められる検討」二二一三号一七頁・二二一四号三八頁を掲載しました。

C 会計監査については、公認会計士・監査審査会が、七月一五日、「令和四事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(令和四年版モニタリングレポート)および「監査事務所検査結果事例集(令和四事務年度版)」を策定・公表しています。

また、一月二四日に再開された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長・八田進二青山学院大学名誉教授・大原大学院大学会計研究科教授)では、監査法人のガバナンス・コードの見直しについて議論が進められています。

B 本誌では、二〇二一年三月期から義務づけられた金融商品取引法に基づく監査報告書における「監査上の主要な検討事項(KAM)」の現状と課題、会計不正の防止等について、会計監査人の立場から議論した、<sup>43</sup>井野貴章ほか「座談会」近時の会計監査制度の課題と解決策——監査人から上場会社に向けて」二二一三〇五号四頁を掲載しました。また、

Cさんの紹介にあった「令和四事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」等の概要を紹介する、<sup>44</sup>八木原榮二「公認会計士・監査審査会における最近のモニタリング活動」二二〇四号四七頁、本年五月一八日に公布された「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」(上場会社等の監査に係る登録制度の導入等)の概要を解説する、<sup>45</sup>鳥屋尾大介「公認会計士法の一部改正の概要——令和四年法律第四一号」二二九号四頁を掲載しました。

6 民事法制

B 本年の民事法制の立法動向としては、五月一八日、第二〇八回通常国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、同月二五日に公布されました。この法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化および効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法等の見直しを行うもので、民事訴訟手続の全面的なIT化を可能とする規定の整備のほか、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設や、犯罪被害者等の住所・氏名等の秘匿制度の創設、ウェブ会議を利用する方法による裁判上の離婚の成立等を可能とする規定の整備などが行われています。

そのほか、第二一〇回臨時国会において、一月二〇日、無戸籍者問

## 2022年商事法務ハイライト

題の解消を目的に嫡出推定制度の見直し等を行う「民法等の一部を改正する法律」が成立し、同月一六日に公布されました。

**C** 民事訴訟手続のIT化については、本誌では④⑥「トピック」民事訴訟法等改正法が成立―民事訴訟手続のIT化―二二九八号五〇頁で取り上げるとともに、当会では会員解説会として、④⑦脇村真治「令和四年民事訴訟法等の一部を改正する法律（いわゆるIT化）の解説」をオンラインで配信しています。

**B** そのほか、民事法制に関連して、本誌では、④⑧仲卓真「令和三年民法改正が株式の準共有に与える影響」〔下〕二二〇六号四頁・二二〇七号七頁三頁を掲載しました。

また、当会では会員解説会として、第二〇八回通常国会において五月二五日に成立した消費者契約法と消費者裁判手続特例法の改正について、④⑨玉置貴広「西川功」消費者契約法・消費者裁判手続特例法の基礎と改正のポイント」をオンラインで配信しています。

## 7 司法判断

**C** 原発事故の責任をめぐって争われていた東京電力の株主代表訴訟において、東京地裁は、七月一三日、旧経営陣四人に対して約一三兆三、〇〇〇億円あまりの賠償を命じる判決を下しました。本件は、賠償金額の高さから大きな注目を集めました。本誌では、⑤①「スクランブル」

東京電力代表訴訟第一審判決の示唆」二二〇五号八頁で本判決を取り上げています。

また、昨年は、有事導入型買収防衛策に基づく対抗措置に関する司法判断が注目を集めた年でしたが、本年も同様の事案について訴訟が起ころうとしています。三ツ星における有事導入型買収防衛策に基づく対抗措置の差止めをめぐって争われた事案では、大阪地裁によりその差止めが認められ、その後の保全異議審、保全抗告審によっても原決定が維持されていたところ、七月二十八日、最高裁が許可抗告を棄却する決定を行いました。本事案は、昨年の東京機械製作所における有事導入型買収防衛策に基づく対抗措置と同様の事案でありながら、結論は反対になっています。

**B** 本誌では、Cさんの紹介にあつた有事導入型買収防衛策をめぐるとともにわが国における大量保有報告制度の課題を検討する、⑤②太田洋「三ツ星事件の各決定に関する分析と検討―日本版ウルフ・パックが突き付ける課題」二二〇七号二三頁を掲載しています。

また、ここ一年の司法判断全般に關しては、会社法実務上重要となる裁判例を紹介する、⑤③仲卓真「令和三年度会社法関係重要判例の分析」〔中〕二二〇一〇頁～二二〇三〇頁六八頁を掲載しています。

**C** 本年一〇月には、東京地方裁

判所の専門部である商事部、倒産部および知的財産権部と知的財産高等裁判所が東京・中目黒の新庁舎に移転し、「ビジネス・コート」が開庁されました。ビジネス・コートは、ビジネス関連部署を集約した上で相互連携し、(i)デジタル化による効率性、(ii)専門性、(iii)国際性の充実・強化により、利用者の期待に応える新しい裁判所を実現することがコンセプトに掲げられています。

**B** 本誌では、会社法関連事件を中心に、ビジネス・コートのコンセプト実現に当たつての課題と展望を座談会、論稿の形で取り上げた⑤④「ビジネス・コート開庁記念特集」二二〇一〇頁六頁を掲載しています。

## 8 学界

**A** 最後に、本年の日本私法学会、商事法務研究会賞についても紹介してもらいたい。

**C** 一〇月八日・九日に、甲南大学において日本私法学会の第八五回大会が開催されました。本年は三年ぶりにリアル会場で開催されるとともに、オンラインも併用したハイブリッド開催となりました。

また、当会は、創立五〇周年を記念して「商事法務研究会賞」を設け、毎年、若手の法学研究者・法律実務家の養成を目的として、学術的に特に優れた研究成果に対して、褒賞金を贈呈し、その功績を表彰しています。本年度の受賞作は、池田悠太「事実的基礎としての意思とその法的構

成―サレイユ民法学における法学的なもの」〔中〕法学協会雑誌一三七卷九号～一二号、一三八卷二号～七号（二〇二〇～二〇二二）となりました。

**B** 本誌では、例年どおり、八月二五号に、⑤⑤尾崎安典ほか「日本私法学会シンポジウム資料」株式会社法における区分と規律」二二〇三号四頁を掲載しました。また、⑤⑥「第一八回「商事法務研究会賞」受賞論文発表」二二〇一〇頁一頁も掲載しています。

## 四 おわりに

**A** 本年のハイライトは以上ととなります。お忙しい読者の皆様におかれては、ご紹介した各記事を読み込んでいただければもちろんありがたいが、気になったものを眺めていただだけでも嬉しい。良質な情報には、眺めるだけでも何か心に残るものがある。そのような経験の繰り返しの中で、本誌に親しみを覚えていただければなお嬉しい。来年もそのような良質な情報提供に努めることとお約束し、本年の締めのご挨拶としたい。